

平成26年9月5日（金曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成26年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 澁谷秀夫君 | 2番 | 赤間幸夫君 |
| 3番 | 櫻井靖君 | 4番 | 片山正弘君 |
| 5番 | 後藤良郎君 | 6番 | 小幡公雄君 |
| 7番 | 高橋幸彦君 | 8番 | 今野章君 |
| 9番 | 太齋雅一君 | 10番 | 色川晴夫君 |
| 11番 | 菅野良雄君 | 12番 | 高橋利典君 |
| 13番 | 阿部幸夫君 | 14番 | 櫻井公一君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|----------------------|-------|
| 町長 | 大橋健男君 |
| 副町長 | 高平功悦君 |
| 総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 | 熊谷清一君 |
| 財務課長 | 舘山滋君 |
| 企画調整課長兼 企画調整班長 | 亀井純君 |
| 町民福祉課長 | 阿部利夫君 |
| 健康長寿課長兼 高齢者支援班長 | 本間澄江君 |
| 産業観光課長 兼観光班長 | 阿部礼子君 |
| 建設課長 | 中西傳君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 安部新也君 |
| 水道事業所長 | 櫻井一夫君 |
| 震災復興対策監 | 小松良一君 |
| 参事兼産業振興班長 | 伊藤政宏君 |

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 参 事 兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長 | 千 葉 繁 雄 君 |
| 参 事 兼 建 設 班 長 | 赤 間 春 夫 君 |
| 総 務 管 理 班 長 | 太 田 雄 君 |
| 教 育 長 | 小 池 満 君 |
| 教 育 課 長 | 櫻 井 光 之 君 |

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 事 阿 部 友 希

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 26 年 9 月 5 日 (金曜日) 午前 10 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

9 月 5 日から 9 月 19 日まで 15 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 陳情第 1 号 子ども、子育て新制度についての陳情について (継続審査)

〃 第 5 陳情第 2 号 知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める陳情について

〃 第 6 議案第 81 号 松島町営住宅条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 7 議案第 82 号 財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 8 議案第 83 号 工事請負契約の変更について (提案説明) 【23 災第 15496 号一級町道根廻・品井沼線道路災害復旧工事】

〃 第 9 議案第 84 号 平成 26 年度松島町町一般会計補正予算 (第 4 号) について (提案説明)

〃 第 10 議案第 85 号 平成 26 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について (提案説明)

〃 第 11 議案第 86 号 平成 26 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について (提案説明)

〃 第 12 議案第 87 号 平成 26 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) につい

- て（提案説明）
- 〓 第13 議案第88号 平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）
 - 〓 第14 議案第89号 平成26年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）
 - 〓 第15 議案第90号 平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）
 - 〓 第16 議案第91号 平成25年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
 - 〓 第17 議案第92号 平成25年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
 - 〓 第18 議案第93号 平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
 - 〓 第19 議案第94号 平成25年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
 - 〓 第20 議案第95号 平成25年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
 - 〓 第21 議案第96号 平成25年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
 - 〓 第22 議案第97号 平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
 - 〓 第23 議案第98号 平成25年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
 - 〓 第24 議案第99号 平成25年度松島町水道事業会計決算認定について（提案説明）
 - 〓 第25 報告第9号 平成25年度松島町健全化判断比率について
 - 〓 第26 報告第10号 平成25年度松島町資金不足比率について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第3回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせします。

松島町高城—————です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、6番小幡公雄議員、7番高橋幸彦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間にしたいと思います。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの15日間に
決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より挨拶と行政報告をお願いいたします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第3回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政
の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様方には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、議案第84号平成26年度松島町一般会計補正予算、2款1項13目施設管理費15節工事
請負費におきまして、金額の誤りにより差しかえさせていただいたところであり、大変申し
わけございませんでした。

次に、8月25日に国立大学法人東北大学東北メディカルメガバンク機構との間で、東北メデ

ィカルメガバンク事業の協力に関する協定を締結したことをご報告申し上げます。

なお、9月2日から実施されております総合健康診断会場において、本事業に関する理解と協力を町民の皆様をお願いしているところでございます。

さて、本日提案いたします議案は、条例の一部改正が2件、工事請負契約の変更が1件、平成26年度補正予算が7件、平成25年度決算認定が9件、報告事項が2件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成26年6月13日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月13日に第2回松島町議会定例会を招集し、18日までの会期において松島町町税条例等の一部改正、平成26年度一般会計補正予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

6月15日には、文化観光交流会館で初夏の松島落語会が開催され、町民の方など約450の方が人気長寿番組「笑点」でおなじみの桂 歌丸さんなど、一流の落語を鑑賞いたしました。

6月20日の手樽区を初め、各行政区で町民懇談会を開催し、町が取り組む事業等について説明をし、ご意見や地域からの要望等をいただいたところであります。

6月23日から24日までは、大型放射光施設 SPring-8 を訪問し、高輝度光科学研究センター、熊谷専務理事などと面会し、当町における放射光施設の建設候補地について説明し、意見交換をしました。

6月29日には、松島町児童館建設工事、屋外多目的運動場建設工事、合同安全祈願祭が関係者出席のもととり行われました。町で初めてとなる児童館は、子育ての支援の拠点として、また屋外多目的運動場はスポーツ振興のより一層の充実を図るために整備されるところでございます。

6月30日には、山形県中山町との「災害時における相互応援に関する協定」締結式がとり行われ、物資の供給や職員派遣などの災害時における相互協力を約束したところでございます。

7月9日には、松島町議員報酬等審議会を開催し、松島町長等の給料の減額について審議していただきました。

7月11日には、松島町東北放射光施設誘致協議会第1回理事会が開催され、最近の誘致活動の状況等の報告を行い、ご意見をいただきました。

7月14日には、復興まちづくり支援施設パノラマハウス建設工事安全祈願祭が関係者出席の

もととり行われました。この施設は、災害時における住民や来訪者などの安全確保とともに、観光交流の場として建設され、災害時には住民や観光客の避難所として使用されます。

同日、滑川町・松島町相互交流宣言調印式記念式典が関係者出席のもととり行われました。式典では相互交流宣言を調印し、両町を結ぶきずなをさらに強固なものとしていくことを宣言しました。

7月20日には、完成した高城コミュニティセンター落成式が指定管理者である高城区主催によりとり行われました。なお、鉄骨2階建ての高城コミュニティセンターは、高城区住民の交流の場として使用されるほか、緊急時には避難場所としての機能も果たすことになります。

同日、日本三景である広島県廿日市市、京都府宮津市、松島町との防災協定締結がとり行われ、災害時における職員派遣や物資の提供、被災者支援などの相互協力を約束しました。

7月22日には、農業委員会委員の改選後、第1回農業委員会定例総会が開催されております。

7月25日には、第6回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長議会が開催され、石原環境大臣出席のもと、宮城県における指定廃棄物の処理に向けたこれまでの検討経緯等について説明を受けました。

7月28日には、第2回松島町議会臨時会を招集し、松島町長等の給与に関する条例の一部改正、平成26年度一般会計補正予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

同日、議会全員協議会において、マイナンバー制度の概要について及び塩釜地区消防事務組合斎場建設について報告させていただきました。

7月31日には、松島第五幼稚園建設工事安全祈願祭が関係者出席のもと行われました。

8月2日には、新小梨屋及び帰命院両町内会合同の親和会盆踊り大会が開催されました。この催しを皮切りに、各地域では盆踊り大会が開催され、会場は大勢の人でにぎわい、お盆のひとつときを楽しんでおりました。

8月4日には、指定廃棄物処分場に係る市町村会議が開催され、第6回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議を踏まえた対応等について協議されました。

8月5日から6日までは、松島町議会東北放射光施設誘致調査特別委員会を初め、松島中学校郷土部の生徒などと大型放射光施設 SPring-8 を視察してまいりました。

8月6日から8日までは、町の風物詩となりました瑞巖寺灯道が開催されております。

8月12日には、宮城県市町村職員退職手当組合定例議会が招集され、平成25年度本組合歳入歳出決算などが審議、承認されました。

8月15日から16日までは、「松島に日本の夏がありました」をテーマに松島流灯会 海の盆

が開催され、盆踊りや灯籠流しなどさまざまな催しが行われ、延べ4万7,000人の町民や観光客が会場に足を運び、夏のひとときを楽しみました。

8月25日には、松島町交通社会実験記者会見を行い、国道45号、松島地区の交通渋滞緩和に向けたご協力をドライバーに呼びかけました。なお、この実験は、8月31日まで実施いたしました。

8月26日には、松島町総合計画審議会を開催し、松島町長期総合計画の策定方針などについて説明し、ご意見等をいただいたところです。

8月27日には、大島理森衆議院議員と面会し、東北放射光施設の実現に向けて意見交換をいたしました。

8月29日には、平成26年度第1回松島町都市計画審議会を開催し、仙塩広域都市計画、下水道の変更について説明をし、ご審議をいただいたところです。

次に、要望等でございますが、7月18日に平成27年度政府予算編成並びに施策に関する要望及び東日本大震災に関する要望について国会議員等に要望を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） これで、町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

最初に、出納検査・監査の報告についてであります。6月26日、7月24日、8月25日に例月出納検査の報告をいただいております。

2番目に、請願・陳情・意見書等の受理は3件であります。内容は記載のとおりであります。

3番目に、請願・陳情・意見書等の処理であります。4件を処理しております。内容は記載のとおりであります。

次に、行政視察であります。7月10日に長野県下諏訪町議会、総務経済常任委員会が来町しております。

次に、会議等であります。6月13日の平成26年第2回松島町議会定例会を含め総件数63件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

次に、議会だよりの発行です。8月1日に松島議会だより第119号を発行しております。議会広報発行対策特別委員会の皆さんには、大変ご苦労さまでありました。

次に、委員会調査についてであります。6月25日から27日の日程で第1常任委員会が岐阜県東白川村、輪之内町、大垣市へ、また7月1日から3日の日程で第2常任委員会が石川県加

賀市と富山県小矢部市を視察しております。

次に、議員、委員の派遣についてであります。7月8日に東北電力株式会社女川原子力発電所の現状確認のため委員11名を派遣しております。また、8月4日に新仙台火力発電所の現状確認のため、委員13名を派遣しております。

7月10日から11日の日程で、東京都で開催されました町村議会広報研修会へ6名の委員を派遣しております。

7月18日には東北放射光施設推進協議会主催、設立記念シンポジウムが開催され、委員11名を派遣し、7月22日から24日までの日程で、宮城県町村議会議員講座に述べ13名の議員を派遣しております。

また、8月21日に東日本大震災復興セミナーが蔵王町で開催され、議員9名を派遣しております。内容は記載のとおりであります。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告に入ります。報告につきましては、お手元に配付いたしました組合議会議員並びに広域連合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、6月定例会以降に開催されました議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、吉田川流域溜池大和町外二市四ヶ町村組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会です。

以上で、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告を終わります。

日程第4 陳情第1号 子ども、子育て新制度についての陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、陳情第1号子ども、子育て新制度についての陳情についてを議題とします。

本件につきましては、平成26年第2回定例会に陳情が提出され、第2常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。

5番、後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番、後藤でございます。

それでは、第2常任委員会、陳情審査の報告をさせていただきます。

1、件名、陳情第1号子ども、子育て新制度についての陳情。

2、審査の期日、場所。

平成26年7月23日、301会議室。8月8日、302会議室。8月26日、議員控室であります。

出席委員は、小幡公雄議員ほか記載のとおりでございます。

出席を求めた者。

陳情者、宮城県保育園経営勉強会、代表————、同じく————氏。

執行部からは、町民福祉課阿部課長、同じく町民福祉課福祉班田瀬主査でございます。

採決の結果は、採択すべきものであります。

概要であります。

平成26年6月13日、当委員会に付託された陳情第1号子ども、子育て新制度についての陳情に関する審査の概要は次のとおりであります。

当委員会では、審査を行うに当たって、陳情者に参考人として出席を求め陳情の趣旨及び内容について説明を受けました。あわせて、本町における対応などについて担当課長等の出席を求め質疑を行ったところであります。

国は、子ども・子育て支援制度を2015年4月に本格施行するとして新制度実施のための諸準備を早急に進めるよう求めており、市町村は条例の制定や事業計画の策定なども含めて準備する必要がある。しかし、無理な日程で進められれば、市町村における新制度の検討や住民の周知は十分になされず、保護者を初め関係者が疑問や不安を抱いたまま新制度が実施されることになる。

幼い子供の命にかかわる制度の検討は、時間をかけて納得が得られるまで議論を尽くす必要がある。何より全ての子供に平等な保育の保障と子育て支援を行う観点から、格差を生じさせない仕組みづくりが必要である。

よって、新制度の検討並びに導入、実施に当たっては、子供の権利保障を最優先に考え、さらには当事者の意見を踏まえて十分な協議を行うように国に対し意見書を提出してほしいということが陳情の趣旨であります。参考人からの説明の内容であります。

保育所は平成26年12月までに諸事を決定しなければならないが、利用料金設定などができない状況に追い込まれる。

2つ、保育施設利用について、新制度では3段階の認定（市町村が認定）区分がなされ不公平が懸念される。この部分につきましては、添付されています参考資料の6ページの上のほうに記載されております。1号から3号認定という部分であります。後でお目通しをお願いします。

保育事業者は補助金なしでは成り立たない現況にあり、また市町村格差も懸念される。

最後に、保育士不足は深刻であり、賃金格差も公立と民間では月額10万円ほど、40歳平均でありますけれども、開きがある。

続きまして、参考人及び町当局からの説明を受け、その後に行われた審査における各委員の意見は次のとおりであります。

保育士の資格者が少なくても保育事業ができるようになるのが心配である。

2つ、陳情者は認定こども園を否定するようなところがあり、その意見については同意できない。

3番目、保険料等の増と保育の質の低下が懸念される。

最後であります。現在、本町の幼稚園並びに保育所は公設のみであるが、陳情の趣旨は十分理解できるものである。採決の結果、当委員会としては賛成多数で採択すべきものと決せられました。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 保険料じゃなくて保育料ね。ここだけは修正しておきます。

報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第1号を採決します。陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、陳情第1号子ども、子育て新制度についての陳情については、採択することに決定されました。

日程第5 陳情第2号 知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、陳情第2号知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める陳情についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） 陳情第2号知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める陳情について。

陳情者、塩竈市今宮町10-20、社会福祉法人あしたば福社会理事長、大沼梅代。宮城郡松島

町根廻字上山王6-27、松島町手をつなぐ親の会会長、今野ゆう子。

陳情の趣旨。

障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であると規定した国連障害者権利条約が平成25年12月の国会で承認され、国内においても効力を生じました。私たちはこれに心を強くするとともに、これを機に障害者福祉が前進することを希望しています。

仙台都市圏東部地域には、支援度の高い障害者をサポートする生活介護事業所として5施設（定員81名）があるものの、県立利府支援学校の卒業生を迎え入れる施設が不足し、安心できる居場所づくりが喫緊の課題となっています。

しかし、支援度の高い利用者を迎え入れる施設には相応の施設整備と人員配置が必要であり、安心確実なサービスを提供するためには公的な支援が欠かせないものとなっています。

つきましては、知的障害者福祉施設の整備に対する補助事業の採択を含め、さらなる財政支援を求める意見書を国及び宮城県に対して提出していただきますよう陳情します。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 朗読が終わりました。

お諮りします。陳情第2号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める陳情については、第2常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第81号 松島町営住宅条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第81号松島町営住宅条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第81号松島町営住宅条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、災害公営住宅の建設について、平成26年6月より県委託による建設工事が始まり、平成27年3月に完了の見込みであることから、華園団地と美映の丘団地を追加するため一部改正を行い、あわせて中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国以後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する法律名と内容

の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第7 議案第82号 財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第82号財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第82号財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、再生可能エネルギーのさらなる普及拡大と行政財産の有効利用の観点から、今年度内に整備予定である木造52戸の災害公営住宅において、太陽光発電設備を導入し、宮城県を中心として民間活力を活用した屋根貸し事業を県内18市町と共同で進めることとしました。これに伴い、行政財産の目的外使用をするため、財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、災害公営住宅の屋根貸しによる太陽光発電事業者の公募についてという資料に基づき、事業の概要を説明させていただきます。

県では、平成23年10月に策定した宮城県震災復興計画において、再生可能エネルギーを活用した環境に配慮した災害に強い地域づくりを復興の重要な視点の一つに位置づけており、復興の象徴である災害公営住宅に太陽光発電施設を導入し創造的な復興をなすため、民間活力を活用した屋根貸し事業を実施することといたしました。

1の事業内容につきましては、県は、市町が建設する災害公営住宅の屋根を使用して太陽光発電を行う事業者を公募型プロポーザル方式により募集いたします。

県及び市町は、選定された事業者と太陽光発電の実施に係る協定を締結し、市町は災害公営住宅の屋根を事業者に貸し付けます。事業者は災害公営住宅の屋根において発電事業を実施し、建設や撤去工事期間を含めた二十数年間、市町に屋根の使用料を支払います。

なお、住宅にお住まいの方は、停電時の日中において棟ごとに設置される設備から発電した電気の無償利用ができるように措置されます。

2の事業参加市町につきましては、災害公営住宅を建設する松島町を含め、県内19市町が事業に参加いたします。

次のページの3の県及び市町の関与及び負担につきましては、県は事業全体のコーディネーターや公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行います。市町は、行政財産の目的外使用許可により災害公営住宅の屋根などを事業者を提供し、使用料金を徴収いたします。

4の平成26年度の公募についてということで、(1)の対象施設については、平成26年9月時点で実施設計が完了している災害公営住宅と集会所、合わせて546棟でございます。

(2)の使用料の額につきましては、年額1平方メートル当たり50円以上とし、事業者の提案をもとに決定されます。県内19市町が同一単価となります。松島町においての使用料につきましては、概算になりますが、1平方メートル当たり50円とした場合、年額約8万円と試算しております。

(3)今後のスケジュールにつきましては、事業者向け説明会につきましては既に終了しております。企画提案書受け付けが平成26年10月29日から10月31日まででございます。審査決定が11月末。パネル設置工事につきましては平成27年度末までとなっております。

このように、宮城県が取りまとめ役として県内19市町が共同して屋根貸し事業を行うため、条例の一部改正をするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第83号 工事請負契約の変更について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第83号工事請負契約の変更について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第83号工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成24年7月31日臨時議会で請負契約の締結の議決をいただきました23災第15496号一級町道根廻・品井沼線道路災害復旧工事について、のり面復旧箇所について現地を精査した結果、No.26+15.0メートルからNo.28+6.5メートル、延長31.5メートルの区間において、現状のままでるり面が安定していることからのり面工300平

方メートルを減工とし、変更するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、23災第15496号一級町道根廻・品井沼線道路災害復旧工事の変更の概要について説明させていただきます。

この工事につきましては、東日本大震災により被災し、道路災害復旧工事として採択を受け、平成24年7月31日に5,670万円で地元業者であります株式会社佐々勝工務店と請負契約の議決をいただいております。工期につきましては、平成24年7月31日から何回か工期延期をいたしまして、最終的に平成26年9月30日までとなっております。工事区間が東北本線と隣接し踏切もあり、JR東日本との鉄道との近接工事の協議に時間がかかったことや、資材不足、人材不足等いろいろと要因が重なりまして工事がおくれておりました。

工事期間中は通行どめして工事を実施しておりましたので、地元の方々には大変ご迷惑をかけ申しわけないと思っておりました。地元からもいつまで工事がかかるんだという苦情もございました。ことし4月には片側交互通行できるよう仮設信号を設置し対応してまいりました。6月には舗装工事も完了し、全線開通しているところであります。

A3の図面2枚を資料として添付しておりますので、1ページ目をお開きいただきたいと思います。

工事箇所につきましては、東北本線大菅踏切を中心に左側の根廻側が起点、右側の品井沼側が終点となり、施工延長が834.5メートル。主な工事としまして、舗装工、ふとんかご工、のり面工がございまして、今回真ん中部分の赤丸で囲っております変更箇所になります。

次のページの2ページをお開きいただきまして、変更箇所を拡大した図面になります。

のり面工として当初1,300平方メートル計上しておりましたが、工事の進捗につれ、のり面の掘削に入り現地を確認したところ、赤い部分になりますが、31.5メートルの区間の300平方メートルについては被災が見受けられず、のり面も安定しておりましたので、手をつけずにそのまま残すことといたしました。この300平方メートルの金額として277万3,050円を減額するものであります。

現在、工事として残っているところは、赤色ののり面部分の左側にある青色ののり面部分の1,000平方メートルののり面の緑化だけでございます。既にラス張りが終了しており、種子吹きつけだけが残っている状況でありますので、工期内の今月末まで工事を完了させるもので

あります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第84号 平成26年度松島町一般会計補正予算（第4号）について
（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第84号平成26年度松島町一般会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第84号平成26年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成25年度決算に伴う繰越金等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、6ページをお開き願います。

2款総務費1項11目電子計算費につきましては、平成27年10月から開始される社会保障・税番号制度対応に係るシステム改修業務等について補正するものであります。

13目施設管理費につきましては、旧高城公会堂を解体工事し、隣接するふれあいの家玄関増築工事を実施するために補正するものであります。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成25年度東日本大震災復興交付金事業に係る交付金の不用相当額について基金へ積み立てするものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、7月末日付依願退職者に伴う人事異動により減額補正をし、その補完のため戸籍住民基本台帳窓口業務に係る賃金について補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、東日本大震災に伴い応急仮設住宅の民間借り上げ住宅に避難されている方について、現在整備を進めております災害公営住宅に入居する際の引っ越し費用等を支援するために補正するものであり、また災害援護資金貸付金につきましては、借り入れ申し込みが当初より多く見込まれることから増額するものであります。

3目老人福祉費につきましては、老人保健に係る医療費の返還が発生したことに伴い補正す

るものであります。

4目国民年金費につきましては、人事異動に伴い補正するものであります。

8ページをお開き願います。

4款衛生費1項2目予防費につきましては、10月1日から定期の予防接種対象疾患にワクチンの供給、実施体制の確保ができた高齢者の肺炎球菌及び水痘が追加されることに伴い補正するものであります。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費につきましては、農業委員会委員一般選挙により決定した農業委員について、新旧の農業委員の任期が月の途中となることから、重複した月額分について補正するものであります。

7款商工費1項2目商工業振興費につきましては、国の市町村消費者行政活性化事業のメニューが拡大されたことに伴い、消費者問題に関する啓発用パンフレット作製に係る経費が財源措置されることから補正するものであります。

4目文化観光交流館費につきましては、文化観光交流館駐車場の整備工事の財源を精査し減額するものであります。

8款土木費2項3目道路新設改良費につきましては、現在石畳舗装工事を実施しております町道内町線・内町支線道路整備事業での景観に配慮した街路灯及びフットライト整備工事費を補正するものであります。

10ページにわたります。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費の教育振興費につきましては、理科教育用備品購入に係る経費を補正するものであります。

5項3目給食施設費につきましては、学校給食センター施設床改修工事が完了したことに伴い、財源を精査し減額するものであります。

4目体育施設費につきましては、元気臨時交付金事業の財源を精査し、屋外多目的運動場の外構整備工事費等を補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

10款地方特例交付金及び11款地方交付税の普通交付税につきましては、今年度の交付額の確定に伴い増額するものであります。

15款国庫支出金2項1目民生費国庫補助金の保育緊急確保事業費補助金につきましては、6月25日付内示に伴い補正するものであります。

5目教育費国庫補助金及び7目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました理

科教育用備品の購入、社会保障税番号システム整備費に対するものであります。

4ページをお開き願います。

16款県支出金2項2目民生費県補助金の子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金が保育緊急確保事業費補助金に移行したことにより減額し、7月4日付内示に伴い保育緊急確保事業費補助金を補正するものであります。

6目商工費県補助金につきましては、当初予算に計上しておりました持ち込み自家用野菜等の放射性物質測定機器保守業務及び歳出でご説明しました消費者行政活性化事業に対するものであります。

17款財産収入2項1目不動産売払収入の役場庁舎移転補償金及び役場敷地売払収入につきましては、旧庁舎の解体工事の完了が6月にずれ込んだことにより、平成25年度収入予定分のうち精算払い相当額の未済額が発生したものであり、この額について事業完了に伴い今年度において交付されることから、今回補正するものであります。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきましては、平成25年度決算等に伴う繰越金について財源を精査し、各種特別会計より繰り入れするものであります。

2項3目震災復興基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました災害公営住宅入居支援事業及び町道内町線ほか街路灯設置工事に対して繰り入れするものであります。

20款繰越金につきましては、平成25年度決算に伴い補正するものであります。

22款町債1項1目民生債につきましては、歳出でご説明しました災害援護貸付金に対するものであり、6目臨時財政対策債につきましては、今年度の普通交付税の算定に基づき補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

なお、詳細につきまして担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） それでは、事項別明細書6ページの2款1項11目電子計算費の13節委託料と19節負担金補助及び交付金について補足説明させていただきます。

平成26年7月28日の全員協議会で説明させていただきましたように、社会保障税番号制度が平成27年10月から開始され、本町を含め全自治体において住民情報システム等基幹システムの改修が必要となります。

本町におきましては、平成26年度と平成27年度に改修が発生します。システムの改修費におきましては、総務省所管分と厚生労働省所管分があります。各年度で補助金額の上限額が定められており、上限額内であれば全額補助される仕組みとなっております。

本町におきましては、総務省所管の住民基本台帳システム等3システムの改修及び地方公共団体情報システム機構への中間サーバー負担金、さらには厚生労働省所管の国民健康保険システム等6システムの改修を予定しております。

改修内容としまして、平成26年度は、平成27年10月から実施される住民への付番通知のための事前準備のための改修であり、平成27年度は社会保障税番号制に対応するための改修となります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、私から主要事業説明資料ということで、補正に係る説明資料を配付しておりますが、右上に2番ということで番号を振っております。旧高城公会堂解体事業について説明を申し上げます。

資料を1枚めくっていただきまして、A3判の図面があります。これを見ていただければと思います。

まず、場所につきましては、旧高城公会堂の場所になります。右側の上のほうに解体後の平面図が記載されております。青で囲んで斜めの線を引いている部分が既存にある部分で、このまま残すものであります。それで、ホールというところで、増築部分、玄関ですね、玄関のところは新しく作りかえる、増築する形になります。

なお、入って奥に倉庫というのがあります。これにつきましては、高城区、分館とお話しさせていただきまして、これをどうするかという話をさせていただいたら、長いものからいろいろあるのでこれは存続してほしいということがありました。よって、ここはこのまま存続という形になります。

そのために、奥に車が入っていくためには今現在もコンクリートのスロープがあります。これはそのまま残すという形になります。奥に車が入れるようにということで、このスロープを生かした状態であります。

下に概要でありますけれども、木造の平屋建てで解体等の面積でございます。増築としてはおおむね面積は50平方メートルの増築となります。

1枚めくっていただきまして、2枚目を見ていただきたいと思っております。

2枚目は赤で囲んだ部分、斜めの線が入っております。1階、それから2階とありますが、

この斜めで囲んだ部分が今回の解体部分になります。そして、玄関のホールの部分で、赤線と青で斜めに書かれた線が重複しておりますが、この部分が新しく青い部分が増築部分、玄関ホールの部分になります。見てのとおり、約1.5メートルほど玄関といいますか、ホールが広がるという形になります。

それで、ちょっと戻っていただきたいんですけども、平面図の上になりますが、下のほうを見ていただきますと、立面図ということがありまして、ちょうど県道から見た場合は正面に玄関がある形になる。そして、外構としては駐車場、車の台数わずかでありまして、駐車場、それから駐輪場は自転車で来られる方もいらっしゃるということで駐輪場。それから、今までありましたスロープを使った玄関の出入りもできるようにという形の内容となっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 続きまして、同じく主要事業説明書により説明させていただきます。

補正予算事項別明細書につきましては、7ページになります。

災害公営住宅入居支援事業の内容でございます。

この事業の目的につきましては、東日本大震災により居住していた住宅が被災し、応急仮設住宅、民間借り上げ住宅に避難されている方が、現在町が整備を進めている災害公営住宅に入居する場合に引っ越し費用の支援を行う被災の経済的負担の軽減を図るものでございます。

事業の内容といたしましては、一応基礎額といたしまして10万円、加算額といたしまして1人につき2万円を加算していきたいと。これの財源につきましては、東日本大震災復興基金交付金となります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 主要事業説明資料4をごらんいただきたいと思っております。

高齢者の肺炎球菌及び水痘の定期接種についてです。

10月1日から定期の予防接種対象疾病に高齢者の肺炎球菌感染症及び水痘が追加されることにより補正するものです。

事業の内容といたしましては、高齢者肺炎球菌につきましては10月1日から平成27年3月31日までの間、平成26年3月31日において100歳以上の方、平成26年度中に65歳から100歳となる方のうち5歳刻みを対象に1回接種をまいります。

また、60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、または呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスにより障害を有する方にも1回接種を行います。

水痘につきましては、水痘にかかったことのない1歳から3歳の誕生日の前日までのお子さんに接種を行います。

10月1日から平成27年3月31日までの間は、水痘にかかったことがなく、水痘ワクチンの予防接種を受けたことのない3歳から5歳の誕生日の前日までのお子さんにも特例措置として接種を行うものです。

事業費といたしましては、高齢者の肺炎球菌につきましては、予防接種の対象となる方は1,180名です。平成23年度に日赤の被災地支援事業といたしまして、70歳以上の方を対象に無料接種が行われ、平成24年、25年、26年度は任意接種に対し町から3,000円の補助を出しております。23年度から25年度にわたって70歳以上の方の50%は接種済みとなっていることから、今回対象者の30%を計上いたしました。

役務費の委託料につきましては、65歳と70歳の方は初めて接種対象となることから、この方々全員に通知を出すものです。

水痘につきましては、1歳から2歳については対象者が187人で、期間内に接種できる回数を計算し、そこから既に罹患したお子さん、接種が済んでいるだろうというお子さんを除き、接種率60%と見込みました。3歳から4歳についても対象者が183人ですが、同じ理由から接種率40%と見込みました。

役務費の郵便料につきましては、対象者全員に予診書を送付するものです。

以上、総額380万8,000円を補正させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、教育委員会から事項別明細の9ページ、10ページについて説明をさせていただきたいと思っております。

10款教育費の2項小学校費並びに10ページの3項中学校費に掲載しております理科教育用備品購入でございますけれども、これにつきましては、今年度の理科教育設備に対する国庫補助金ということで、文科省から今年5月7日付で交付内定通知がありました。これに基づきまして補正予算を計上させていただきます、学校教材の理科備品に限り購入するものでございます。

続きまして、5項保健体育費の中の4体育施設費屋外運動場の外構整備工事の概要につきましてご説明を申し上げたいと思っております。

当初予算で計上いたしました運動場建設工事につきまして、今年4月からの消費税率引き上げに伴う建設工事標準歩掛り及び労務単価、建設資材単価等が大幅に改定されたことから建設に係る積算を検討し、先に建築等について事業に着手し、今回一般土木工事に関する事業費の財源を精査し実施するものでございます。

今回の補正につきましては、屋外運動場建設工事の一般土木工事として改めて外構整備を行うものであります。

主要事業説明資料ということで、右上ナンバー6の資料について説明をさせていただきます。概要といたしましては、2枚目の図面をご参照いただきたいと思います。

運動場の部分のグレーの色で着色してありますグラウンド舗装工として、赤土と洗い砂の混合土によるクレー舗装を実施予定しております。

また、レンガ色の着色で記載しております駐車場につきましては、そのまま既存の駐車場の利用も検討いたしましたけれども、文化観光交流館大ホール側と現在施工中であります児童館側との間に約40センチ前後の段差が生じる見込みであるということが確認されました。駐車場利用者ということで、今後完成した暁には児童館の関係者、また運動場利用につきましても高齢者の方々を多く想定されることから、事故防止ということも考え、発生する段差の高低さを精査し、かさ上げをし舗装工を実施したいと考えております。

また、駐車場内の中に赤い2か所に点で着色されているものですが、これは照明灯2基について、駐車場内の安全施設として整備するものでございます。

主要事業の1枚目に戻りまして、今回の工事に関する財源につきましては、その他財源といたしまして元金臨時交付金を充当し整備工事を実施したいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（櫻井公一君） 資料が出ているやつは説明してほしい。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 大変失礼しました。

主要事業説明書5番ですね、右上に補正予算関係ということで5番と書かれているのありますけれども、その資料に基づいて説明させていただきます。

町道内町線・内町支線の道路整備事業でございます。

今回、今現在内町線・内町支線は道路の整備工事を一応やっているという中でございます。今回補正させていただくのは、夜間の通行者の安全確保を図るため景観に配慮した街路灯及びフットライトを整備したいということで、街路灯が3基、それからフットライトが7基ということで、図面をちょっと見ていただきまして、右側にイメージ写真ということで、これ

は今現在あります寺町に設置している街路灯そのものでございます。こんな形でということで考えております。

それから、フットライトも低いものということで、イメージ写真で一応示しております。こんなものを今現在考えているということでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、26年度の一般会計補正予算の提案説明が終わりましたので、休憩をとりたいと思ひます。再開を11時10分といたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第10 議案第85号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第85号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第85号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成25年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金並びに平成25年度退職者医療交付金の確定に伴い補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

また、6ページの10款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、さかのぼり申告や国保資格喪失の手続おくれ等により、還付金が当初見込み額を上回る見込みであることから補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第86号 平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号) について (提案説明)

○議長 (櫻井公一君) 日程第11、議案第86号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について (提案説明) を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長 (大橋健男君) 議案第86号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成25年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (櫻井公一君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第87号 平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第2号) について (提案説明)

○議長 (櫻井公一君) 日程第12、議案第87号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第2号) について (提案説明) を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長 (大橋健男君) 議案第87号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成25年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金並びに平成25年度支払基金交付金の確定により補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

また、6ページの5款1項2目償還金につきましては、平成25年度介護給付費交付金の確定に伴い、返還金が発生したために補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (櫻井公一君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第88号 平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第3号) について (提案説明)

○議長 (櫻井公一君) 日程第13、議案第88号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第3号) について (提案説明) を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第88号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成25年度決算に伴う繰越金について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第89号 平成26年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
(第1号) について (提案説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第89号平成26年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第89号平成26年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、松島区の前年度繰越金について補正し、松島区の区有財産へ積み立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第90号 平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第90号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第90号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成25年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

-
-
- 日程第16 議案第91号 平成25年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第17 議案第92号 平成25年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第18 議案第93号 平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第19 議案第94号 平成25年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第20 議案第95号 平成25年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第21 議案第96号 平成25年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第22 議案第97号 平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第23 議案第98号 平成25年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第24 議案第99号 平成25年度松島町水道事業会計決算認定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） お諮りします。

日程第16、議案第91号から日程第24、議案第99号までは平成25年度各種会計決算認定に関する議案であり、関連がございますので一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。

なお、議案の朗読については、省略いたします。

このことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第91号から日程第24、議案第99号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 平成25年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を上程しておりましたので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

さて、決算書及び関係資料につきましては、既にお手元に配付しておりますので、詳細は省かせていただきまして決算の概要を説明申し上げます。

まず、初めに災害公営住宅整備事業につきましては、繰り越し事業として当初宮城県との施工協定により事業を行う予定でありましたが、議会から町内業者への発注ではどうかという意見も踏まえ、委託料より工事請負費へ繰り越し予算を流用し、町の直接発注により事業を実施することと平成26年6月議会の繰り越し計算書において説明をし、現在、平成26年度内の工事完成を目指し、平成27年度初めには入居が可能となるよう9月12日に入札会を行い、業者決定の後に速やかに建設工事に着手する予定であります。

また、現在宮城県との施行協定を締結している40戸の整備につきましても工事着手済みとなっており、平成27年2月末の完成引き渡し予定となっていることについてもご報告させていただきます。

さて、平成25年度の我が国の経済状況は、政府による各種経済政策や日銀の金融緩和政策を背景として、円安や株価上昇が進行し、企業収益や個人消費にも改善の兆しが見られるなど景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

その一方、円安に起因した原材料価格の高騰による物価上昇など、国内景気を下押しするリスクが存在しており、地方財政においても引き続き厳しい状況が続いております。

こうした状況の中で、予算執行となりましたが、議員各位からのご助言、ご協力によりまして予算計上いたしました各種事業、施策を的確に実施できましたことに御礼を申し上げる次第であります。

また、各種会計の決算審査につきましては、清野・菅野両監査委員に詳細な審査をしていただきましたことに対し感謝を申し上げます。両委員からご指導いただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいります。

平成25年度一般会計の決算につきましては、歳入総額199億4,891万9,000円に対し、歳出総額124億3,999万6,000円となり、歳入歳出差引額75億892万3,000円をもって決算しております。歳入歳出総額から繰越明許費繰越額71億7,000万5,000円、事故繰越額2,989万6,000円を差し引き、3億902万2,000円が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、2億7,000万円を地方自治法の規定により基金繰り入れをするものであります。

平成25年度予算に対する歳入の収入率は92.51%、歳出の執行額は57.69%となっております。

町税につきましては、前年度に比し、調定額で7,024万円、収入済額で8,745万円とそれぞれ増額となり、徴収率も1.3ポイントの増となりました。

それでは、歳出の主な事務事業につきまして説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営経費等であります。

総務費の一般管理費につきましては、職員の資質や政策能力を高めるための研修や福利厚生事業を実施しました。

広報公聴費につきましては、広報紙などを通じて町民の皆様に必要な最新情報を提供するとともに、町内で実施されている事業の紹介記事の連載を開始するなど、町政や町の動きを詳細にお伝えすることに努めました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。

企画費につきましては、長期総合計画第3次基本計画の推進のため、復興計画と連携しながら各事業の推進を図りました。

企業誘致に関しましては、町内への出店や事業所開設などを検討している企業に対し働きかけを行うとともに、企業立地セミナーへ参加し、首都圏や中京圏の企業に対し、誘致に向けたPRを積極的に行うなど企業誘致の実現に努めました。

また東北放射光施設の誘致に向け、関係機関との打ち合わせや要望活動などを行いました。

また、定住促進に関しましては、復興支援定住促進事業補助金を交付し、町外からの移住促進に努めたほか、町内在住の若年層や松島に関心のある学生向けの定住促進セミナーの開催など、定住意識の向上や移住促進のためのPRに努めました。

景観形成につきましては、住民勉強会や景観フォーラムを開催し、町民の皆様の景観まちづくりに対する理解を深めていただき、景観に対する町民意識の醸成を図りました。

また、景観施策を総合的に推進し、良好な景観形成を図るための指針となる景観計画を策定しました。

交通安全費につきましては、交通安全施設整備工事としてシングルカーブミラーの新設を5カ所、シングルカーブミラーの撤去再設を1カ所、ダブルカーブミラーの新設1カ所、撤去再設を1カ所行いました。また、区画線工事として停止線及び「止まれ」の路面標示を6カ所・延長1,384.8メートル実施し、交通事故防止に努めました。さらに、幼児、児童、高齢者を交通事故から守るため、交通安全指導員による定期的な街頭指導や交通安全教室を実施しました。

啓発事業といたしましては、飲酒運転撲滅運動に重点的に取り組み、交通安全協会松島支部及び松島町交通安全母の会と連携して提供事業者への訪問及びリーフレットを配布し、飲酒運転根絶を呼びかけました。

諸費につきましては、行政区長の移動研修会を開催し、埼玉県滑川町にて自治会活動に係る意見交換を行いました。

電子計算費につきましては、住民情報システム、財務会計システム、総合行政ネットワークシステムの運用を実施し、住民情報データを遠隔地に保存するクラウドによる運用を開始しました。

町営バス運行費につきましては、町営バス運行业務として交通空白地区の移動手段の確保と第二小学校及び第二幼稚園のスクールバスとして、また夏休みのプール送迎も含めて児童等の通学手段を確保しました。

復興推進費につきましては、震災復興計画の具現化に向け、復旧・復興関連事業間の調整を行いながら事業推進を図ったほか、避難道路及び避難場所等の整備を初めとする復興交付金事業計画の変更申請を行い、町実施主体の25事業に対する復興交付金の配分を受け、復興事業の推進に努めました。

東日本大震災復興交付金事業として、松島地区復興まちづくり拠点施設整備事業、手樽地区復興まちづくり拠点施設整備事業、松島地区等避難施設整備事業、松島海岸地区避難場所整備事業、手樽地区漁業集落防災機能強化事業の調査設計業務及び本郷区域内、三居山の防災広場事業の測量設計業務を実施しました。

松島地区避難場所整備事業につきましては、用地買収に着手いたしました。

さらに、松島町震災復興官民連携検討会議の開催や企業等へのヒアリングを通して、地元企業等の官民連携の取り組みに対する意識の向上を図りました。

仮庁舎整備費につきましては、仮庁舎建設工事及び旧庁舎解体工事等を実施しました。

また、旧役場庁舎からの防災行政無線施設の移設工事を実施し、新庁舎においても同様の防災安全対策を図りました。

集会施設建設費につきましては、高城コミュニティセンター建設に係る実施設計業務や工事等を実施しました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、町民の利便性向上を図るため週の初日の窓口延長を実施し、諸証明の交付事務を実施するとともに、虚偽の届け出防止や住民票の写し等の請求等において本人確認が定められたことによる諸証明の交付等を適正に実施しました。

また、戸籍副本管理システムを導入し、災害等による戸籍の滅失に対応し、戸籍の管理体制を強化しました。

選挙費につきましては、7月に任期満了による参議院議員通常選挙が、10月には任期満了による宮城県知事選挙が執行されました。同じく10月には委員の辞職に伴う宮城海区漁業調整委員会委員補欠選挙が執行されましたが、無投票となりました。12月には松島町議会議員一般選挙が執行されました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域社会の福祉向上を図ることを目的に、民生委員児童委員活動の支援や松島町社会福祉協議会を始めとする福祉団体等の事業に対する助成を行いました。

人権啓発地方委託事業では、小学生の人権教室、中学生への講演会などを開催し、福祉タクシー助成事業は、障害者や高齢者への外出支援としてタクシー利用及び燃料費の助成を実施しました。

また、東日本大震災の被災者支援としまして、引き続き災害援護資金の貸し付けを行い、生活再建の支援に努めました。

障害者福祉費につきましては、自立支援給付、医療給付、補装具費支給、日常生活用具給付などの支援事業を実施し、障害者やその家族に対して生活に密着した支援に努めました。また、障害者団体の事業に対する助成、活動の支援を行いました。

老人福祉費につきましては、高齢者自身の能力を生かしつつ、介護予防と在宅福祉サービスに重点を置き、元気で生きがいを持って安心した生活を営んでもらえるよう事業を行いました。

児童措置費につきましては、家庭生活における経済的安定を図り、子供の健全な育成を支援するため、中学校修了前までの児童の養育者に対して児童手当の支給を実施しました。

保育所費につきましては、保育に欠ける子供の健全な発達を図ることを目的に通常保育のほか延長保育を実施し、また保護者が緊急なときなど保育が困難な場合等に利用できるように一時預かり事業を実施しました。

松島保育所につきましては、繰り越し事業となりますがシロアリ応急対応工事を完了しました。

母子福祉費及び子ども医療対策費につきましては、母子父子家庭、または子供に対する医療費を助成することにより、医療機会の確保、家庭の生活安定を図ることに努めました。

子育て支援事業費につきましては、各種相談や仲間づくり支援事業、各種教室・イベントを

実施し、安心して楽しく主体的な子育てができるように支援するとともに、関係機関や地域と連携し、児童虐待や障害児支援に積極的に取り組みました。

児童館建設費につきましては、児童館建設設計業務委託などを行い、建設に向けての準備を行いました。

災害救助費につきましては、震災により発生した廃棄物借置場の原状復旧工事を行いました。

保健衛生総務費につきましては、保健・医療・福祉の連携を図りながら各ライフサイクルに合った健康プランの推進に努め、町民の健康づくりを支援しました。

自殺対策緊急強化事業につきましては、新たに心の健康サポーター養成講座を開催し、うつ状態や孤立化防止、自殺予防等、地域で支え合う体制づくりを推進しました。

予防費につきましては、健康増進法及びがん対策基本法に基づく各種検診、予防接種法に基づく予防接種を行いました。特に予防接種につきましては、風疹の予防接種に係る助成事業を実施し、先天性風疹症候群を予防して安心して妊娠、出産できるように努めました。

母子衛生費につきましては、妊娠期から乳幼児期において総合的な健診や相談を行い、疾病の予防や基本的な生活習慣の獲得と良好な母子関係が築けるように支援しました。

また、平成25年度より市町村へ移譲されました養育医療未熟児訪問指導についても実施し、安心して子育てできる環境の整備を行いました。

環境衛生費につきましては、各地域で実施したごみの清掃活動等で収集したごみの処理並びに公衆衛生組合連合会、環境美化推進員の協力のもと、町内一斉清掃に使用する防疫殺虫剤の配布、さらには早期発見のためのパトロール活動を実施しました。

また、再生可能エネルギーの導入事業として松島町保健福祉センター及び松島中学校に太陽光発電装置・蓄電池設置工事を行い、松島第一小学校、松島第五小学校への太陽光発電装置・蓄電池設置実施設計を行いました。

塵芥処理費につきましては、町内195カ所に設置している生活系ごみ集積所からの収集を行うとともに、ごみの分別及びリサイクル等に関する啓発活動を通じ、ごみの減量化を実施しました。

勤労青少年ホーム費につきましては、講座・教室の開催と図書管理システムを活用し、利用者サービスの向上と蔵書管理の効率を図るとともに、幼稚園及び保育所等への巡回文庫を実施し、図書利用の促進を図りました。特に、児童図書の充実のためご寄附をいただき開設したいずみ文庫の利用に努めました。

労働諸費につきましては、雇用促進を図るため、緊急雇用創出事業により町内の宿泊施設や

観光関係事業所へおもてなし向上推進事業業務を委託し、就職支援に努めました。

農業振興費につきましては、水田農業構造改革対策による「松島町地域水田農業ビジョン」に基づき産地づくり対策事業を推進し、県営圃場整備事業実施地区を主とした担い手組織による大豆及び飼料用米等の集団転作を9組織で実施し、89.3ヘクタールが実施されました。

生産調整につきましては、281.4ヘクタールが実施され、実施率は105.2%で円滑な生産調整ができました。

地産地消の推進につきましては、松島町地産地消実行委員会による年4回の「まつの市」、11月の「産業まつり」が開催され、安心・安全な地場産の農林水産物の提供と生産者と消費者の交流が図られました。また、7月の「日本三景の日」、11月の「大漁かきまつり」、2月の「松島かき祭り」等への参加で観光産業との連携もなされました。さらに、埼玉県滑川町で開催された11月の「滑川まつり」へ参加し、町外組織との交流も図られました。

農村整備事業につきましては、土手外地区は附帯工を実施し、平成25年度に完工しました。下志田地区でも均平工13.5ヘクタールを含む附帯工が実施されました。また、県営事業であります銭神地区のかんがい排水事業の用水路工及び高城川地区揚水機場補修事業の取水ゲート補修工を実施し、さらに不來内排水機場補修事業の実施に向けた排水解析業務に伴う負担金を支出しました。

林業振興費につきましては、長松園等の維持管理の実施と特別名勝松島の松林の景観保持のため、空中散布97.57ヘクタール、地上散布64.18ヘクタール、伐倒駆除事業も宮城県及び近隣3市3町の連携のもとに実施し、松くい虫被害拡大の防止に努めました。

水産業振興費につきましては、松島湾でのアサリ、カキの養殖事業への支援を行いました。

漁港建設費につきましては、事故繰越分を合わせ、古浦・銭神漁港の防潮堤整備測量設計業務及び磯崎漁港の漁具倉庫建設実施設計業務並びに手樽地区3漁港の漁港内用地嵩上げ設計業務を実施しました。

商工業振興費につきましては、商工会が行う経営強化対策の支援及び中小企業振興資金融資に係る保証料補給を行い、商工業者の経営安定のための支援を行いました。また、緊急雇用創出事業により利府松島商工会へ中小企業等支援事業を委託し、町内の中小企業等の再建の早期実現を実施しました。

市町村消費者行政活性化事業につきましては、消費生活講習会を開催したほか、若者や高齢者へ啓発品を配布し、消費生活に関する知識や理解の促進を図りました。

また、町内において結婚を望む若者が自分に合った相手を見つけることができる機会を得ら

れるよう商工会青年部と連携し、出会いサポート支援事業を実施しました。

観光費につきましては、観光誘客宣伝事業として、松島観光協会、宮城県観光連盟、日本三景観光連絡協議会等との連携を図り、観光客の受け入れ態勢の充実、催しの開催の充実に努めました。

各種催しの開催として、霊場松島のお盆の行事として「松島流灯会 海の盆」や恒例の「紅葉ライトアップ」などの各種イベントを開催し、松島観光も魅力をPRするとともに、多くの観光客の皆様は松島の美味しい地場産品を味わっていただく企画として「松島かき祭り」や生産者と観光業者の連携として、季節に応じたランチの提供を実施していただきました。

新たな観光資源の開発や誘客対策として「笑顔咲く旅伊達な旅」として4月から6月に仙台・宮城【伊達な旅】春キャンペーンを観光事業者ほか各産業及び団体と連携して実施され、誘客につなげました。

広域の観光連携の取り組みとして、岡山県倉敷市との観光交流協定の締結や、「再発見！松島湾ダーランド構想」による松島湾岸3市3町との連携がスタートし、観光交流促進につなげる足がかりができました。

世界有数の美しい湾と肩を並べ「世界の松島湾」として新たな称号を得た「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟を果たしたことは、世界30カ国41湾とのネットワークが結ばれ、海外に向け松島湾を紹介するよい機会を得たものと思います。

松島町ももっともPR事業では、松島ファンクラブ事業を継続し、会員に対しファンクラブ通信やファンクラブの集いを実施し、松島の魅力の再発見や情報発信に努めました。

観光客の利便と安全を確保するため、観光施設等の管理、環境整備にも努めました。

文化観光交流館費につきましては、旧中央公民館の大規模改修工事が完了し、芸術文化、観光情報発信の拠点として、平成25年9月29日にリニューアルオープンしました。

道路橋梁総務費につきましては、道路台帳補修正業務及び松島海岸地区大型車両軽減社会実験調査業務を実施しました。

道路維持費につきましては、道路補修や除草、除雪業務等を実施しました。また、繰り越し分を合わせ、舗装補修工事及び橋梁点検・長寿命化修繕計画策定業務並びにトンネル点検業務等を実施しました。

道路新設改良費につきましては、繰り越し分を合わせ狭隘道路整備工事及び道路舗装工事並びに復興交付金事業であります松島地区・高城地区・磯崎地区・手樽地区避難道路整備事業の調査設計を実施しました。

都市計画総務費につきましては、平成3年測量データによる都市計画図について、現況地形データを用いた修正を実施し、都市計画図の精度向上を図りました。また、計画的な土地利用を促進するとともに地区計画内における行為の届け出に対する業務等、都市計画に係る各種行為に対する審議事務を実施いたしました。

街路事業費につきましては、繰り越し分を合わせ復興交付金事業であります根廻磯崎線道路築造整備事業の調査設計を実施しました。

住宅管理費につきましては、老朽化している町営住宅について町営住宅管理計画策定業務を実施しました。

木造住宅等震災対策事業費につきましては、一般木造住宅の耐震診断助成事業及び耐震改修工事助成事業を実施しました。

住宅環境整備費につきましては、宅地かさ上げ等事業費補助金、津波被災住宅再建支援事業補助金を交付し、被災した宅地等所有者の生活再建の負担軽減を図りました。

災害公営住宅整備費につきましては、繰り越し分を合わせ磯崎地区の華園・美映の丘へ建設している災害公営住宅の設計業務を実施しました。

また、災害公営住宅防災広場設計業務を実施しました。

消防費につきましては、消防団第四分団における小型動力ポンプ積載の普通自動車につきまして、配備後13年が経過し劣化が見られることから、同型の積載車1台を更新するなど地域の防火対策の強化に努めました。

また、平成25年度に結成した2つの自主防災組織において、初となる自主防災訓練実施に向けて指導、助言に努めました。

災害対策費につきましては、東日本大震災での教訓、災害対策基本法等の改正に伴い、現行の松島町地域防災計画の見直しに着手しました。なお、今回の見直しは平成26年度までの委託事業となっております。

教育費につきましては、松島町教育振興基本計画及び平成25年度松島町教育基本方針に基づき、やさしく、たくましい児童生徒の育成と教育環境の整備に努めました。

小中学校費及び幼稚園費につきましては、未来の松島を担う元気で心豊かな子供たちの育成のため幼稚園、小学校、中学校の連携による学校教育の推進、夫婦町のかほ市教育委員会との教育交流を実施しました。

新たに、小中学校の放課後や夏休みにおいて、学び支援事業を実施し、地域人材を活用した児童生徒の自主的な学習習慣形成、学力向上に努めました。

学校教育環境の整備につきましては、松島中学校体育館の大規模改修、屋外運動場環境整備、第五幼稚園建設実施設計を実施し、安全・安心な学校教育環境整備に努めました。

学校給食センターにおきましては、地域産業を活用した食育とふるさと食材を活用した安心・安全な学校給食を提供するとともに、七ヶ浜町に学校給食調理支援を行い、復興支援にも努めました。

社会教育費につきましては、25年度におきまして地域活動や生涯学習団体活動の育成推進、子供たちの芸術鑑賞や創作活動事業や町内社会団体の育成等、さらに協働教育として地域の歴史・文化に関する地域の教育資源の掘り起こしに努め、地域の歴史や文化財等、情報の集約を図りました。

公民館につきましては、文化観光交流館の維持経費を除き、従来の生涯学習事業である教室・講座・講習会等を実施し、町民の学習意欲の向上と交流の推進に努めました。

文化財保護費につきましては、瑞巖寺本堂ほかの解体修理事業及び円通院本堂の指定文化財の震災復旧修理事業等の補助を行い、文化財の修復・保護に努め、小学生を中心に歴史や文化に関する出前講座を実施しました。

地域交流センター費につきましては、教室や講座、研修等幅広い用途で使用し、地域の生涯学習の振興に努めました。

スポーツ振興につきましては、各施設について東日本大震災により復興途上の近隣自治体のスポーツ施設も多いことから、本年度も数多くの団体の利用に対応しました。

また、子供の体力向上を主な目的に、コーディネーショントレーニングを継続して行い、対象を小学校低学年まで拡大して、体力やバランス感覚の向上に努めました。

農業用施設災害復旧費につきましては、繰り越し分を合わせ東日本大震災に伴う農地復旧、落石撤去、農道復旧、ため池復旧、排水路復旧等の災害復旧工事を実施しました。

公共土木施設災害復旧費につきましては、繰り越し、事故繰越分を合わせ道路、河川、漁港の災害復旧工事及び松島大橋の橋梁災害復旧詳細設計業務を実施しました。

続きまして、各特別会計の決算について申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　ここで休憩をとります。30分以上長々とお話ししましたので、特別会計からは午後に回したいと思います。よろしいでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ここで若干早いんですが、昼食休憩に入ります。再開を13時といたします。

午前11時47分　休　憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、町長から提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 次は、特別会計の決算でございます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額21億5,177万1,000円に対し、歳出総額19億3,348万6,000円となり、歳入歳出差引額2億1,828万5,000円をもって決算を行っております。

国民健康保険事業の健全な運営、町民の社会保障及び福祉の増進と適切な医療を確保するための医療給付等を適正に行いました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億8,529万5,000円に対し、歳出総額1億8,426万9,000円となり、歳入歳出差引額102万6,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、市町村事務とされている保険料決定通知書送付や保険料徴収事務、各種申請書等の受け付け事務を適正に行いました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額14億2,780万3,000円に対し、歳出総額13億7,930万3,000円となり、歳入歳出差引額4,850万円をもって決算を行っております。

介護保険制度の周知、相談体制の充実に努め、関係機関と連携を図り、円滑なサービス利用、適正な介護保険料の賦課徴収に努め、健全な介護保険事業の運営を行いました。

本町におきましては、高齢化が進んでおりますが、介護予防事業を初め、保健、医療、福祉施策等連携を図りながら、要介護状態になることを予防し、健康長寿の延伸に努めております。

さらに、地域包括支援センターにおきましては、高齢者自身や要介護状態等の高齢者を介護する家庭の不安を取り除き、安心して介護保険サービスや保健福祉サービスが利用できるよう高齢者の総合相談対応、権利擁護業務の充実に努めました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額522万2,000円に対し、歳出総額522万2,000円となり、歳入歳出差引額ゼロ円をもって決算を行っております。

介護保険における要支援認定者に対し、適切なサービスが提供できるようにサービス事業者との連絡調整を図りました。

観瀾亭等特別会計につきましては、歳入総額6,712万1,000円に対し、歳出総額5,861万1,000円となり、歳入歳出差引額851万円をもって決算を行っております。実質収支額についても同

額となっております。

観瀾亭費につきましては、季節に応じた茶菓や地場製品の提供を行い誘客に努めました。また、夜の松島の魅力を伝える催しとして、瑞巖寺灯道やお月見の会で夜間営業を実施しました。

環境整備として、樹木選定、大ケヤキ古木選定等を行い維持管理に努めました。

福浦橋費につきましては、カフェベイランドにおいても地場製品を使った軽食の提供を行い地産地消に努めました。また、福浦橋の維持管理を行い、観光客の誘客にも努めました。

松島区外区有財産特別会計の決算につきましては、歳入総額155万1,000円に対し、歳出総額122万3,000円となり、歳入歳出差引額32万8,000円をもって決算を行っております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰り入れ並びに利子収入が主なものであります。歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地の管理費用が主なものであります。そのほかは財産積み立てを行ったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額15億929万9,000円に対し、歳出総額13億7,325万1,000円となり、歳入歳出差引額1億3,604万8,000円をもって決算を行っております。歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額4,516万円及び事故繰越繰越額5,763万9,000円を差し引き、3,324万9,000円が実質収支額となっております。

歳出の主なものにつきましては、汚水処理施設である松島浄化センター等の運転管理であります。

総流入汚水処理量は165万4,000立方メートルとなり、汚水処理に要した経費は2億9,526万円であり、1立方メートル当たりの汚水処理原価は218円となっております。

雨水排水施設につきましては、排水ポンプ場11カ所の運転管理により降雨時等の対応を行っております。

下水道施設整備につきましては、汚水系で松島町仮庁舎取付管布設工事等を実施しております。雨水系では迎山・白萩地内の雨水路工事並びに高城雨水ポンプ場の電気・機械・配管等の更新工事を実施しております。

また、東日本大震災による地盤沈下浸水対策として、災害復旧事業並びに復興交付金事業により雨水ポンプ場等の調査設計を翌年度に繰り越し実施しております。

なお、公債費につきましては、元利償還金として繰り上げ償還分を含む9億5,478万3,000円を償還しており、借り換えにより6,889万8,000円の利子軽減が図られました。

水道事業会計決算認定について申し上げます。

水道事業会計の決算であります。平成25年度水道事業の業務量につきましては、年度末給水人口1万5,004人、年度末給水戸数5,563戸、年間総配水量204万5,000立方メートル、年間有収水量182万立方メートルでありました。

水道事業収益費につきましては、5億7,190万1,000円となり、これまでの漏水修繕等の効果により有収水量が増加したこともあり、578万6,000円の増収となっております。

水道事業費用につきましては、5億4,528万2,000円となり、広域水道からの受水費等が減少したこともあり、前年度より1,185万7,000円の減額となりました。

この結果、収益的収支では2,661万9,000円の純利益が生じました。

次に、資本的収入につきましては、資本的収入としての受け入れはございませんが、資本的支出として、二子屋浄水場基本設計業務委託を実施するほか、東日本大震災に係る震災復旧工事等の進捗状況に合わせ配水管移設工事等を実施しました。

この結果、資本的収入ゼロ円に対し、資本的支出が6,273万円となり、差し引き不足額6,273万円は過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金の取り崩し等により補填しております。

東日本大震災に対する災害復旧事業は平成23年度で終了しているものの、大震災の影響と思われる漏水等修繕費は1,791万4,000円となりました。また、修繕引当金から2,442万円を取り崩し、大管配水管等の修繕経費に充当しております。

以上が、水道事業会計の決算であります。今後もお一層の需要者へのサービスに努める所存であります。

ただいま一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算状況の概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 以上で、議案第91号から議案第99号までの提案理由の説明が終わりました。

日程第25 報告第9号 平成25年度松島町健全化判断比率について

日程第26 報告第10号 平成25年度松島町資金不足比率について

○議長（櫻井公一君） ここで、お諮りします。

日程第25、報告第9号及び日程第26、報告第10号は地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連がございますので一括して報告を求めたいと思います。

なお、報告書の朗読については省略いたします。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

報告第9号から報告第10号までの報告を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第9号平成25年度松島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、本格的に平成21年4月1日から施行となりました。法第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成25年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、また連結実質赤字比率については松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、両比率とも実質赤字がない（黒字）なため、同法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、棒1本で「^{なし}」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、平成18年度からの地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い、平成17年度の決算から新たな指標として算定しておりましたが、財政健全化法の施行に伴い、4指標の中に移行され、9.2%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、健全化法での早期健全化基準は25%であります。地方債の許可・協議団体の判断基準は、これまでどおりの18%であります。

将来負担比率につきましては、健全化法の施行に伴い、新たに算出した指標であり、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰り出し見込み額及び一部事務組合・広域連合等の地方債償還負担金など、平成25年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、87.5%と昨年に比べ上昇しております。

続きまして、報告第10号平成25年度松島町資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、本格的に平成21年4月1日から施行となりました。法第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成25年度松島町資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、地方公共団体が直接社会公共の利益を目的として経営する企

業で、松島町では地方公営企業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計、下水道事業特別会計が該当し、各公営企業ごとの営業収益に対する資金不足の割合であり、平成25年度決算で資金不足額がない（黒字）ため、同法第22条第3項において準用する同法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「^{なし}」と記載しております。

備考欄の数値につきましては、法律施行規則の様式に準じ、事業の規模を記載しており、営業収益の額、営業収益に相当する収入額です。それから受託工事収益の額、これは受託工事収益に相当する収入額でございます。これを控除した額となっております。

また、資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率、これは経営健全化基準です。これが20%を超えると一般会計等という早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で、平成25年度松島町健全化判断比率及び平成25年度松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、続きまして配付資料報告第9号、報告第10号健全化判断比率等について、参考資料、これについてご説明いたします。

なお、極力町長がお話したこととダブらないようにしますので、話は簡単にしますのでよろしく申し上げます。

それでは、1ページを開いてください。

健全化判断比率としての4つの財政指標については、町の財政状況を客観的にあらわすもので、国が示した計算方法により求めるものでございます。

その結果、4つの比率はここに記載の数値であり、早期健全化基準及び財政再建基準には至っておりません。

しかし、上の表の右端の将来負担比率、これに関しましては87.5で、前年より57.1%ほどふえております。この理由については後ほど説明します。

これ以外につきましては、前年度より数字的によくなっておりますので、簡単に説明させていただきます。

2ページをお開き願います。

左上の表が一般会計等に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたもので、それ

以外の他の表が松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたものでございます。その結果は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナス表記になっています。このことは、赤字は生じてないと。黒字ということになります。

続きまして、3ページをお開き願います。

3ページのこの表は地方債などの負担額の大きさを示す実質公債費比率を求めたものでありまして、3年間の平均であらわすものとなっております。

①から⑱までの数値は、国の統計調査である決算統計、それから普通地方交付税算出の際に使用する数値などから求められるものであります。これをもとに国が示した計算方法で算出したものであります。この結果、9.2ポイントということでございます。

次のページ、4ページをお開き願います。

この表は、将来負担比率を求めたもので、この将来負担比率は地方債や債務負担行為に係るものや、松島町が負担する一部事務組合の公債費残高など、将来支払っていく可能性がある負担等の現時点での残高を指標化して計算するものでございます。その計算は、この下の表のとおりであり、25年度の将来負担比率は87.5%となっております。

最初にお話ししたとおり、この数値は前年度に比べ57.1%と大きくふえております。この増の主な要因につきましては、このページの中段の充当可能財源等の左端の充当可能基金の金額が前年度より14億2,400万円ほど減額になったことによるものです。

これにつきましては、本年3月議会定例会に追加提案した一般会計の補正予算において説明したとおり、東日本大震災の復旧復興事業の翌年度への繰り越しに伴い、その事業の財源として交付される震災復興特別交付税の交付も翌年度になったことにより、平成25年度において交付されなくなった震災復興特別交付税相当額約15億円について、財政調整基金を取り崩し翌年度繰り越し事業の財源としたために、25年度末の財政調整基金の残高が大きく減ったことによるものでございます。

25年度の将来負担比率はこのような財政措置をしたことによるもので、一時的に高くなったものであると考えてございます。

なお、この財政調整基金取り崩し分、それから25年度に交付されなかった震災特交につきましては、26年度において復活させております。

次に、5ページから7ページにつきましては、公営企業法の適用を受ける水道事業会計並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計、下水道事業特別会計の資金不足比率を求めるものであります。

6ページをお開き願います。

この資金不足比率は、資金不足額を営業収益または営業収益に相当する収益の額などの事業規模で除して求めるものであり、その結果、プラスの数字で高ければ高いほど経営状況が悪化しているというものでございます。

しかし、本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算の結果、マイナス196.85%で、また7ページに記載してあるとおり観瀾亭等特別会計、下水道事業特別会計の資金不足比率の計算の結果は、ともに分子の資金不足額がゼロでありますので、当然に分母の事業規模に関係なくゼロとなっております。

このことから、本町の水道会計、観瀾亭等会計及び下水道会計は資金不足が生じていないということになります。

以上で、説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

報告事項について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

本日の日程は、全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、9月8日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後1時24分 散 会